

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） <u>Ⅲ－３－１－８ 貸金庫に関するコンプライアンス</u> <u>Ⅲ－３－１－８－１ 意義</u> <u>銀行は、銀行法に基づく付随業務の一形態として貸金庫を提供している。顧客からの信頼に基づき、顧客資産を安全に保管し、顧客が安心して利用できるように、金融機関において貸金庫の適切な運営に必要な態勢等を整備することは、顧客からの信頼を確立・維持するためにも重要である。貸金庫においては、貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等のおそれがあり、また、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の不正な目的で利用されるリスクがある。特に、貸金庫は、その秘匿性を利用して、悪意のある者によって不正・不適切な目的で利用し得るものであることに留意する必要がある。</u> <u>以上を踏まえ、銀行が貸金庫を提供するにあたっては、貸金庫内の顧客資産の窃取等の行員による不正等を防止するための管理態勢、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに不正利用への対応、並びに顧客資産の窃</u>	【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） （新設）

改 正 案	現 行
<u>取・横領事案が生じた場合の公表等の措置が求められる。</u> <u>Ⅲ－３－１－８－２ 主な着眼点</u> <u>（１）管理態勢</u> <u>行員による不正等を防止し、顧客資産を安全に保管し、顧客が安心して利用できるよう、顧客保護の観点から、以下の点を含む適切な貸金庫の管理態勢を整備しているか。</u> ① <u>貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規程（例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等）を整備すること。</u> ② <u>貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法（例えば、予備鍵を本部等で一括管理する方法等）に関する規程を策定すること。</u> ③ <u>貸金庫の入退室・開閉等に関する管理（例えば、開閉の記録の作成・保存、貸金庫前の防犯カメラの設置、貸金庫入室時の生体認証の導入等）を実施すること。</u> ④ <u>上記を含む支店等の営業所での貸金庫の管理態勢に対する本部等による定期的な点検・確認を行うこと。</u> <u>（２）マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等のリスクへの対応</u> <u>貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結が特定取引に該当すること（犯収法施行令第７条第１項第１号エ）を踏まえ、貸金庫がマネー・ローンダリングやテロ資金供与、不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような措置を講じているか。</u> ① <u>Ⅲ－３－１－３－１－２を参考にしつつ、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を適切に行うための内部管理態</u>	

改 正 案	現 行
<u>勢を構築しているか。</u> ② <u>マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等（注）が適切に格納可能な物品から除外されているか。また、格納可能な物品の適切性を含め、貸金庫の約款等について定期的に見直しを行っているか。</u> <u>（注）現金は、「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれる。</u> ③ <u>貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結や貸金庫の利用等に当たって、顧客に対して格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱することがないか確認するなど、貸金庫の利用目的等の確認を行っているか。また、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか。</u> <u>（３）事案の公表等</u> <u>貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案については、捜査への支障がある場合や顧客が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則公表することとしているか。</u> <u>また、貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。さらに、他社における貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u>	